○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
上限なし	
段階型定額制	
通信容量共有制	
参考事項	

注１　「プラン」の欄には、自らが設定する三・九―四世代携帯電話アクセスサービスに係る料金プランについて、従量制、定額制、段階型定額制及び通信容量共有制の別並びに定額制の通信容量に応じて設定された料金区分を記載すること。

２　「契約数」の欄には、三・九―四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、プランの区分ごとに記載すること。

３　契約数のうち、共有回線に係るものについては、一の共有回線の通信容量の区分ごとにその合計数を記載すること。また、共有回線に係る契約数のうち、自らは利用可能な通信容量を有しない回線に係るものについては、「通信容量共有制」の区分にその合計数を記載すること。

４　段階型定額制に係る契約数は、「段階型定額制」以外の料金区分の契約数には含めないこと。

５　［略］

６　［略］

様式第23の９（第４条の６第１項関係）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年　月　日現在

サービスの別表種類（別表の号番号を記載すること。複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）

事業者名

○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
○ＧＢ上限	
上限なし	
参考事項	

注１　「プラン」の欄には、自らが設定する三・九―四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。

２　「契約数」の欄には、三・九―四世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。）について、プランの区分ごとに記載すること。

［新設］

［新設］

３　［同左］

４　［同左］

様式第23の９（第４条の６第１項関係）

提供する電気通信役務の名称等に関する報告

年　月　日

サービスの別表種類（別表の号番号を記載すること。複数の別表種類を一体として提供しているサービスについては、その該当する複数の号番号を記載すること。以下同じ。）

事業者名